

生活保護のしおり

～生活に困っておられる方へ～

生活保護制度とは

生活を保障し、自立を支援します。

わたしたちの一生の間には、病気、けが、歳をとることで仕事ができなくなったり、生活費を稼いでいた家族が亡くなったり、事故にあったりするなど、いろいろな事情で家計が苦しくなって、どうにもなくなることがあります。

このようなとき、憲法で保障される「健康で文化的な最低限度の生活」を守るとともに、一日も早く、自分の力で生活できるよう手助けをするのが生活保護制度です。

生活にお困りの方は、遠慮せず福祉事務所にご相談ください。相談された内容についての秘密は固く守ります。



生活保護を受けることができる場合

国が定めた基準（最低生活費）と、いっしょに住んでいる方全員の収入を比べて、生活保護になるかどうかの判断をします。

最低生活費とは、日常生活にかかる費用、家賃、医療費、介護費など、家族が最低限度の生活を続けるために必要な費用のことです。住んでいる地域、家族の人数や年齢によって、細かく基準が設けられています。

収入とは、働きによる収入、さまざまな年金や手当、親せきからの仕送り、貯金、保険金、財産を売って得たお金のことです。

保護を必要とする場合

収入が最低生活費を下回る場合、その足りない部分が生活保護費として支給されます。

最低生活費（最低生活保障水準）

収入

不足分＝保護費

保護を必要としない場合

収入が最低生活費を上回る場合には、生活保護は不要になります。

最低生活費（最低生活保障水準）

収入

生活保護を受けるためには

生活保護を受けるためには、最低限度の生活維持のため、資産・能力、その他あらゆるものを生活保護より優先して活用する必要があります。

① 資産の活用

活用できる資産は、売却や解約などを行い生活費にあててください。

(例：預貯金・有価証券・生命保険等の解約返戻金・土地、建物など)

② 他法他施策の活用

年金、手当など他の法律や制度で給付が受けられる場合は、それを先に受けてください。

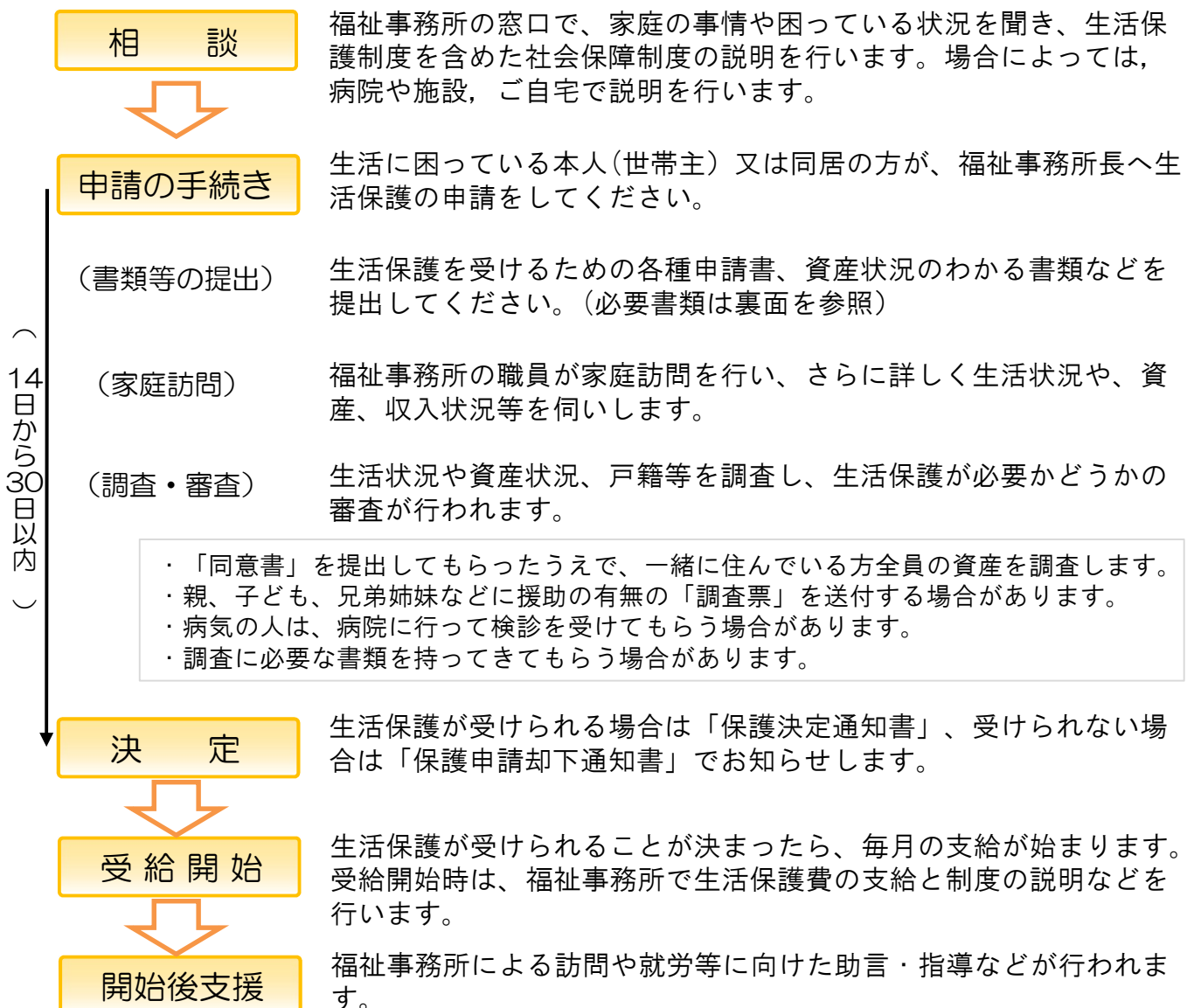
③ 稼働能力の活用

働くことができる人は、自分の能力に応じて少しでも収入を増やす努力をしてください。

④ 扶養援助

夫や妻、親、子ども、兄弟姉妹などから援助が受けられる場合は、生活保護に優先してその援助を受けてください。

生活保護の手続き



生活保護の種類

生活保護には、次の8種類の扶助があり、世帯の状況に応じて受けられます。

- ① 生活扶助 食料費、光熱水費など日常生活に必要なものに対する扶助
- ② 教育扶助 義務教育に必要な学用品や給食費などに対する扶助
- ③ 住宅扶助 家賃や地代など住居に対する扶助
- ④ 医療扶助 病気やけがの治療や通院に必要な扶助
- ⑤ 介護扶助 介護保険によるサービスを受けることに対する扶助
- ⑥ 出産扶助 出産費用に対する扶助
- ⑦ 生業扶助 仕事に就くために必要な技能を習得するための援助、高校就学のための扶助
- ⑧ 葬祭扶助 遺族の代表（喪主など）として葬祭をすることに対する扶助

生活保護を受ける人の権利

- ① 生活保護の条件を満たせば、だれでも平等に受けることができます。
- ② 正当な理由なく、決められた生活保護費を減らされたり、生活保護が受けられなくなったりすることはありません。
- ③ 生活保護費には、税金がかかったりすることはありません。すでに受けた生活保護費や生活保護を受ける権利は、差し押さえられることはありません。

生活保護を受ける人の義務

- ① 生活を維持、向上させる義務
自分自身の能力に応じて働き、節約をはかり、健康と生活の維持、向上のために努力してください。
- ② 届け出をする義務
次のようなことが生じたときは、すぐに届け出てください。
 1. 新たに収入を得たり、収入が増えたり減ったりしたとき
 2. 新たに働くようになったり、仕事をやめたり、仕事が変わったりしたとき
 3. 世帯の人数が変わったとき
 4. 入院したり、退院したとき
 5. 家賃や地代が変わったとき
 6. 引っ越しするとき
 7. その他、世帯や生活状況が変わったとき
- ③ 福祉事務所の指導指示に従う義務
生活の維持、向上を図り、適切に保護を行うため、指導や指示をすることがあります。このときは必ず従ってください。もし従わない場合は、生活保護を続けることができなくなることがあります。

保護を受ける人の注意点

- ① お金の貸し借りは原則として認められません。借金をした場合は、収入とみなし生活保護費が少なくなります。
- ② 生活の様子を確かめるために、訪問や調査をしますので、拒否しないでください。
- ③ 自動車を持つことや、他人名義の自動車を運転することは原則として認められません。
- ④ 国民健康保険証、後期高齢者医療受給者証は使えなくなります。
- ⑤ 病院へ行くときは事前に福祉事務所へ来所し、手続きが必要になります。
(緊急の場合は、病院に先に行きその後速やかに連絡してください)
- ⑥ 不正に生活保護費を受け取った場合は、生活保護費の返還義務が生じます。
- ⑦ 必要な手続きをすれば、公的な料金や税金などが免除（減免）される場合があります。
- ⑧ 福祉事務所の決定に不服がある場合には、県知事に審査請求することができます。
(日本国籍を有する人に限ります)

生活保護の申請に必要な書類

申請時に全てそろっていなくても申請できますが、申請時に用意していただくと、申請後の審査がスムーズになります。同居している方全員のものが必要です。

- 印鑑（シャチハタ以外、認印でも可能です）
- 預貯金
銀行・郵便局などの通帳等（最新まで記帳してあるもの）
- 本人確認書類
個人番号カード・マイナンバー通知カード・免許証など
- 住居
賃貸契約書・家賃証明書・初期費用支払い内容のわかるもの・固定資産税通知書
登記簿・権利書・家賃支払いのわかるもの（通い帳、振込通知書、振込通帳など）
- 保険
生命保険・かんぽ・学資保険・〇〇共済・〇〇生協
- 自動車
免許証・車検証・自賠責保険証・任意保険・その他（ ）
- 仕事
給与明細書（直近3か月）・雇用契約書・離職票・その他（ ）
- 年金
恩給・年金証書・年金手帳・通知書（はがきで郵送されてくるもの）・年金担保借入
通知書・返済計画書・年金受給者支援給付金の通知
- 医療
健康保険証・後期高齢者医療受給者証・医療助成受給者証・負担限度額認定証
- 介護
介護保険証・介護施設契約書・介護サービス請求書等・介護プラン
- 手帳
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳・自立支援医療
受給者証・障害福祉サービス受給者証・その他（ ）
- 手当類
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・その他（ ）
- 社会保険
雇用保険・傷病手当・労災給付金
- 証明書
パスポート・在留カード・資格免許証・その他（ ）
- その他（現状がわかる参考資料）
裁判関係書類・自己破産関係書類・出所証明・保険金支給証明書
その他（ ）

その他に相談がある場合は、担当者にお問い合わせください。

〒728-8501

広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市福祉事務所 電話：0824-62-6146

担当ケースワーカー（ ）